

- 1.まずは、チェックリスト①をお読みになり、改正物流法上の自社の立ち位置をご確認ください。
- 2.さらに、特定荷主に該当可否のご確認が必要な場合は、チェックリスト②やチェックリスト③にて、概算や詳細にて数字を当てはめてご検討ください。

LPガス販売事業者向け 改正物流効率化法チェックリスト① (簡易版)

2025年9月



一般社団法人 全国LPガス協会

【第一種荷主とは】

自らの事業に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者

【第二種荷主とは】

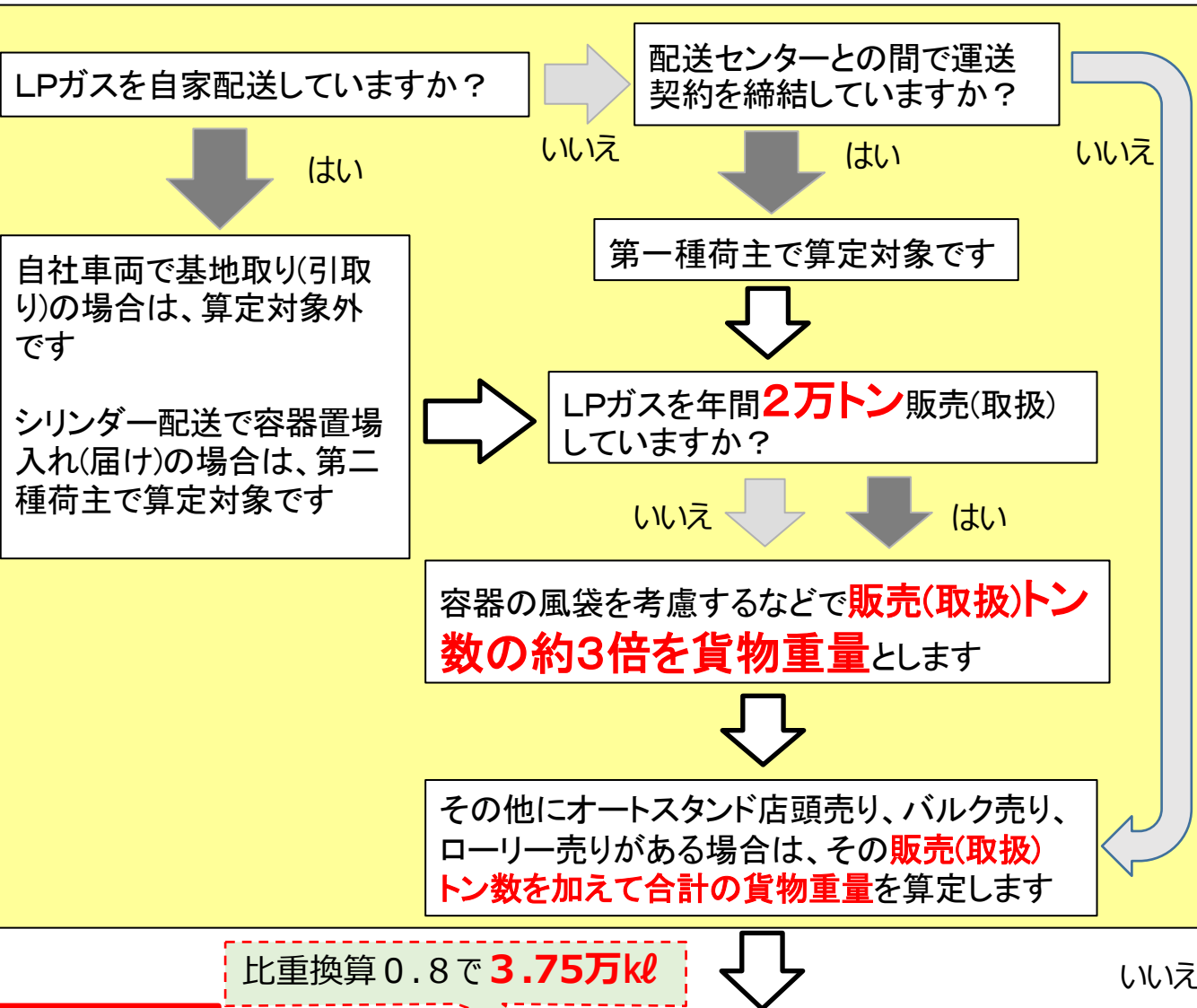
- ① 自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者
- ② 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

【第一種荷主と第二種荷主の区別のしかた】

発荷主が運送契約を行う場合は、発荷主が第一種荷主となり、着荷主が第二種荷主となる。引取物流など着荷主が運送契約を行う場合は、着荷主が第一種荷主となり、発荷主が第二種荷主となる。つまり、発荷主と着荷主どちらが運送契約を結んでいるかで区別をします。

小売事業者向けかんたんQ&A: 特定荷主かどうかのかんたん判定

LPガス関連部門



石油製品関連部門

石油製品を年間**3万トン**販売(取扱)していますか？ ※自社車両での基地取りと配達 は算定対象外です ※自社施設入れ(届け)は第二種荷主で算定対象です

それ以外の部門

運送契約の締結は誰が行っていますか？

① 自社
(元請け運送事業者、物流子会社等に委託する場合を含む。)

② 取引先
(取引先の社用車両を利用する場合を含む。)



① 自社車両以外の車両で運送する貨物重量は**何万トン**ですか？

② 自社車両以外の車両との間で受け取る・引き渡す貨物重量は**何万トン**ですか？

すべての取扱い品目について、年間の貨物重量を算定して自店の取扱貨物重量を確定します。

年間合計
9万トン未満

第一種荷主
※努力義務のみ

もしくは

第二種荷主
※努力義務のみ

年間合計
9万トン以上

特定第一種荷主
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

もしくは

特定第二種荷主
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

これらのいずれかに該当します

小売事業者のLPガスの運送パターン(自社施設等⇒一般消費者等)

卸事業者

小売事業者
自社施設

卸事業者との契約が、ローリー・シリンダー配送(指定先)とLPガス配送センター契約の場合

※.下記車両は全て自社車両が前提。契約先車両は算定対象(第一種荷主に該当)

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

発注(商取引契約)

LPガス配送センター契約

配送センター

①

シリンダー配送

②

受取

容器置場(収納庫)

⑥

自家配送

受取

タンクローリー

③

受取

タンクローリー

⑦

タンクローリー

需要家直送

④

②と③と⑤は
小売事業者が
着荷主で
第二種荷主

受取

自家配送

バルク配送

一般消費者等
シリンダー・バルク先

バルク配送

工業用需要家
(タンクアップ先)

⑤

タンクローリー

受取

LPガススタンド LPG

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外(第一種にも第二種にも非該当)

注2.契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象(第一種にも第二種にも該当)

①と④は
卸事業者が
発荷主で
第一種荷主

二次基地等

